

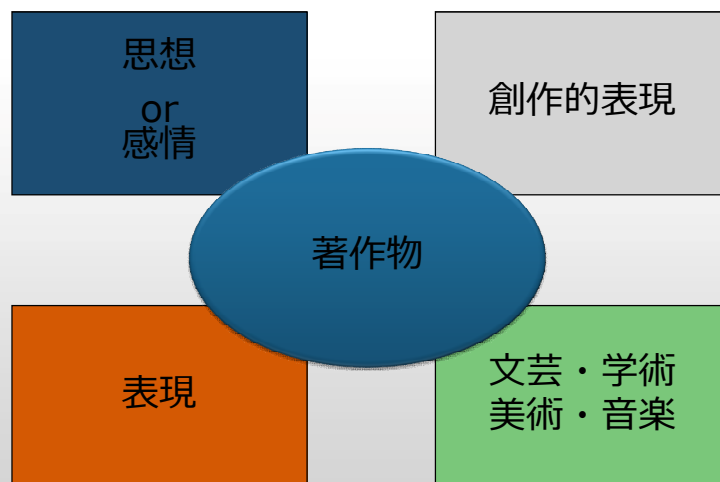
コンテンツの流通を阻むものは？



2009.11.18
@ICPFセミナー

津田大介

著作物とは？



著作物の種類

◆文芸

➤小説、詩、脚本、論文、映画など

◆学術・ビジネス

➤建築、地図・図形、プログラムなど

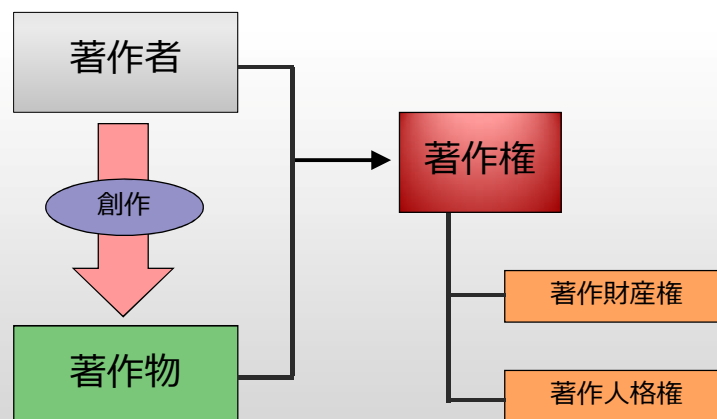
◆美術

➤絵画、写真、版画彫刻、書、漫画など

◆音楽

➤楽曲、演奏など

著作権発生の基本的な仕組み



著作権の面白さって何だろう？

明らかに「そりやまずいだろ！」っていう
違法（クロ）な使い方（コピー）をしても
著作者（クリエイター）本人が
「OK!」といえれば
合法（シロ）になってしまうところ

著作隣接権とは？

◆著作隣接権の定義

- 著作権者以外にその著作物の伝達に貢献したものを保護するための権利

◆著作隣接権が与えられる者

- 実演家
- レコード制作者
- 放送事業者

デジタル化による変化（1）

◆コストと伝送構造の変化

- 物理、物流コストの大幅削減
- 高品質な音質・画質のサービスを提供できる
- 蓄積型・双方向型のコンテンツをオンデマンドで楽しめる
- コピーが短時間かつ容易に行える
- HDD上でノンリニア編集が行え、制作の自由度が大幅に上がる

デジタル化による変化（2）

◆違法コピーの増加

- MP3などの圧縮技術の進化
- デジタルデータのネット上へのアップロード
- P2P（ファイル交換）ソフトの登場
- 動画投稿サイト（YouTube／ニコニコ動画）の登場

デジタル化による変化（3）

◆ネットとコンテンツ産業の対立

- ネットワークが自由であるがゆえに、「コピー」がばらまかれる。この「やりやすさ」と「伝搬しやすさ」が従来の著作権と食べ合わせが悪くなっている
- デジタル化によって変化したコンテンツビジネスの「構造（産業）」を守るため、著作者（≠アーティスト）以外はコピーをさせないように、著作権法は改正されてきた

技術と社会制度の対立

◆動画投稿サイトの問題

- コンテンツ産業とIT事業者の対立

◆私的録音録画補償金問題

- コンテンツ産業とメーカーの対立

◆Winny作者逮捕事件

- 著作権問題、情報漏洩問題
- Winnyは「包丁」か「拳銃」か？

対立の構図って？

◆クリエイター

- 作った作品を多くの人に楽しんでもらい、（可能なら）対価を得たい

◆著作権者（出版社・放送局・レーベルなど）

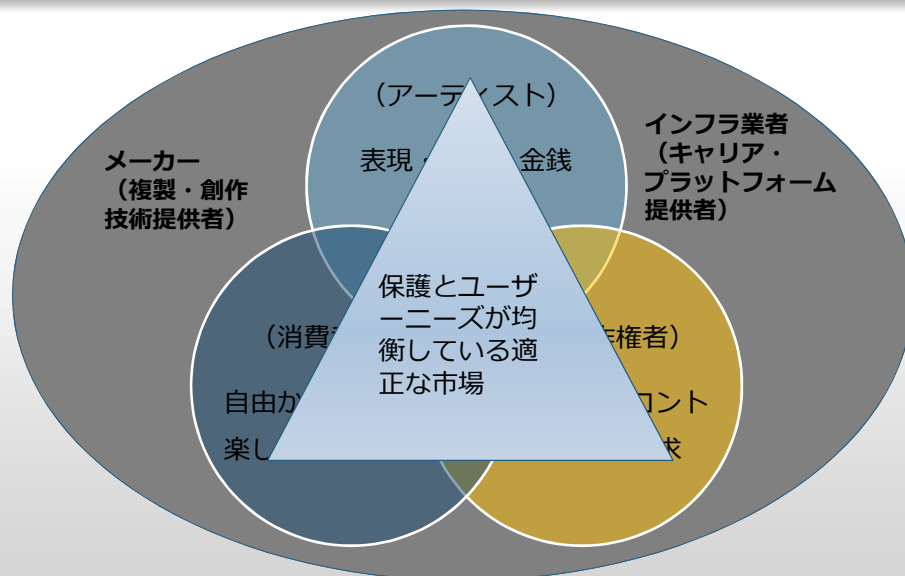
- 専有する権利を露出も含めて、できるだけ自分たちでコントロールしたい

◆消費者・ユーザー

- できるだけ安く便利に多様なコンテンツを楽しみたい

◆メーカー・IT事業者

- コンテンツが自発的に流通するプラットフォームを作ってトラフィックを集め、マネタイズしたい



最近の技術と著作権の対立裁判

- ◆ファイルログ事件（業者側敗訴）
- ◆選撮見録事件（業者側敗訴）
- ◆録画ネット事件（業者側敗訴）
- ◆まねきTV事件（業者側勝訴）
- ◆MYUTA事件（業者側敗訴）
- ◆ロクラク事件（業者側勝訴）

何が「シロ」と「クロ」を分ける？

- ◆「街のダビング屋」と判断されればアウト
 - 私的複製は著作権法30条で認められている
 - しかし、私的複製は「自分」が自分のために主体的にコピーすることしか認めていない
 - 業者や他人が、他人が行う私的複製を手伝うのは「私的複製」とは認められず許諾のない「複製」扱いになり、違法になる
 - 選撮見録、録画ネット、MYUTAはダビング屋とみなされたので負けた
 - 「カラオケ法理」最強

著作権裁判に強いJASRAC

- 「カラオケ法理」を認めさせた
- 著作権の裁判は裁判官によってかなり変わる
- 東京と大阪では出される判決が違う
- 提訴して良い裁判官にあたらなかった場合はいったん取り下げて、良い裁判官にあたるまで提訴を繰り返すという裁判ハック
- 有線は勝手に電柱使って電力会社やNTTに対しては一切使用料を払わなかったが、JASRACについてはすぐに著作権料を支払った

高部真規子裁判官って……？

- ◆ 「一太郎というソフトの機能とこちらの特許では」
 - 高部「あら似てるわね。アウト」
- ◆ 「ラ・ヴォーグ南青山というマンションがあります」
 - 高部「あら似てるわね。アウト」
- ◆ 「高知東急という芸名は」
 - 高部「あら似てるわね。アウト」
- ◆ 「小林亜星さんの曲とこの曲は」
 - 高部「あら似てるわね。アウト」
- ◆ 「和民の看板と魚民の看板がそっくりなんです」
 - 高部「別にいいじゃない。セーフ」

日本と米国著作権法の違い

◆DMCA（デジタルミレニアム著作権法：1998）

➤免責事項の存在

- ノーティス&テイクダウンをしっかりとる
- 著作権侵害はダメだとユーザーに告知する
- ユーザーの行動をすべて把握する管理能力がない

➤フェアユースの存在

◆日本の著作権法

- 免責事項がないため、業者も著作権侵害の幫助や主体として判断されてしまう

フェアユースとは

◆フェアユース（公正利用）とは？

➤フェアユースの定義

- 明確な定義はないとも言われるほど柔軟。米国著作権法などで認めている
- 著作権法に違反する利用でも、利用目的や権利者の被害の程度などに照らして「公正な利用」であれば違法とはみなさない、という考え方
- 昨年知財本部が「日本版フェアユース導入」方針を打ち出し、現在文化審議会で導入を検討中

日本版フェアユース

- 日本の著作権法では通常は違法だけど「これこれこういう使い方なら見逃すよ」ということを個別に列挙している
- 検索エンジンは今回の著作権法改正でようやく合法化
- フェアユースは「面倒なことは裁判で決着させよう」という米国の司法制度に基づいたもの
- 日本で導入されたところで、どれだけネット事業者がグレーなサービスで勝負できるようになるかは微妙
- 著作権法上違法でも、裁判官が現行条文の中から理屈をこねくりまわしてフェアユース的に認めてるケースもある
- ないよりはあつた方がまし。RSSリーダーとかソーシャルブックマークとか、API回りは合法になるかも

コンテンツ流通を阻むものは？

- 旧態依然とした権利者の意識
- デジタル時代のコンテンツビジネスのビジネスモデルが不確定（焼畑農業的無料配信モデルの乱立）
- 少額決済手段の不整備
- フェアユースの導入など、デジタル時代に合わせた著作権法の改修
- 著作権所管官庁の問題（情報通信省構想）
- ネットユーザーの「嫌儲」思想
- 無料と有料の棲み分けは可能になるのか？